

民主党マニフェスト2009（抄）

「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（平成22年6月29日閣議決定）（抄）

第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(3) 「障害者総合福祉法」（仮称）の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（平成23年8月30日障がい者制度改革推進会議総合福祉部会）

※難病に関する記載(抜粋)

I. 障害者総合福祉法の骨格提言 I-2 障害(者)の範囲

【表題】法の対象規定

【結論】○（中略）心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含むものとする。

III 関連する他の法律や分野との関係 III-1 医療

【表題】難病等のある障害者の医療と地域生活

【結論】○ 難病その他の希少疾患等のある障害者にとっては、身近なところで専門性のある医療を受けることができる体制及び医療を受けながら働き続けることのできる就労環境が求められ、このための法令の整備が必要である。
○ 難病等について検討する会を設置するものとする。

小宮山大臣閣議後記者会見概要（平成23年9月27日）（抄）

（中略）「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」について、（中略）私の方から発言をいたしました。
（中略）提言の内容は、障害当事者のみなさんの思いが込められたものであり、段階的・計画的に実現を目指していくものと受け止めているということ、もう1つは、厚生労働省としては、与党ともご相談をしながら、まずは来年の通常国会への法案提出を目指して検討作業を進めていきたいという発言をいたしました。（以下略）